

附 則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。

## 安倍能成記念教育基金女子大学学部奨学金運用規程

**第1条** 安倍能成記念教育基金奨学金規程第2条第5号に基づき、学生の学問・勉学の奨励を目的として、優秀な学習院女子大学学生に対して、安倍能成記念教育基金女子大学学部奨学金（以下「奨学金」という。）を給付する。

**第2条** 奨学生は、2年次以上の学生であって、学業成績・人物共に優秀でなければならない。

**第3条** 奨学金の額は、年額45万円とする。その支給方法は別に定める。

2 奨学生の人数は毎年度4名とする。

**第3条の2** 奨学生が次の各号の一に該当する場合、院長は、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- 一 退学又は休学したとき。
- 二 病気等で成業の見込みがないとき。
- 三 学業成績又は操行が著しく不良になったとき。
- 四 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

**第4条** 院長は、毎年度学長に推薦を依頼する。

**第5条** 学長は、当該年度の5月末日までに教授会の議を経て、院長に推薦する。

**第6条** 奨学生の決定は、科長会議の議を経て、院長が行う。

2 院長は、学長に対して選考結果を通知するものとする。

**第7条** 奨学生に対する奨学金の交付は、院長が別に定めるところにより、これを行う。

**第8条** この規程に関する事務は、法人総務部総務課が担当する。

**第9条** この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。

## 学習院奨学基金規程

### (目的)

**第1条** 学習院（以下「本院」という。）は、次の各号に掲げる目的のために、学習院奨学基金（以下「本基金」という。）を設立する。

- 一 本院大学大学院及び女子大学大学院における学生の特色ある研究活動を育成するため
- 二 本院大学法科大学院及び学部並びに女子大学学部において、学業成績及び人物ともに優秀な学生の奨学のため
- 三 本院大学学部及び女子大学学部並びに高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び

幼稚園（以下「各科」という。）における学費の支弁が困難と認められる学生、生徒、児童及び園児に対する学費支援のため

四 本院が設置する学校に在籍する学生、生徒、児童及び園児のうち、身体に障害を持つ者及び在籍中に支援が必要となる事由が発生した者の支援のため

#### (奨学金及び援助金の種類)

第1条の2 前条による奨学金及び援助金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学習院大学学業優秀者給付奨学金、学習院女子大学学業優秀者給付奨学金及び学習院女子大学大学院学業優秀者給付奨学金
- 二 学習院大学学費支援給付奨学金及び学習院女子大学学費支援給付奨学金並びに学習院各科学費支援給付奨学金
- 三 学習院身体障害者支援給付援助金
- 四 学習院大学新入学生特別給付奨学金

#### (基金の構成)

第2条 本基金は、法人からの繰入金、指定寄附及びそれらの果実をもつて構成する。

#### (給付)

第3条 本基金の果実により交付する奨学金及び援助金は、給付とする。

#### (給付対象者)

第4条 本院がこの奨学金及び援助金を給付する学生、生徒、児童及び園児は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本院大学大学院学生（法科大学院学生を含む。）、女子大学大学院学生
- 二 本院大学学部学生、女子大学学部学生
- 三 本院高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園の生徒、児童及び園児

#### (基金の運営)

第5条 本基金の運営は、科長会議が行う。

#### (細則の制定)

第6条 この規程の細則は、別に定める。

#### (改正)

第7条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成2年7月11日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

# 学習院女子大学学業優秀者給付奨学金細則

## (目的)

**第1条** この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、女子大学学部学生の奨学金給付に関する事項を定める。

## (奨学生の定数)

**第2条** 奨学生の定数は、次のとおりとする。

- 一 日本文学学科2年次、3年次及び4年次学生 各2名 計6名
- 二 国際コミュニケーション学科2年次、3年次及び4年次学生 各2名 計6名
- 三 英語コミュニケーション学科2年次、3年次及び4年次学生 各1名 計3名

## (奨学生の選考)

**第3条** 学長は、学生部長からの推薦に基づき、教授会の議を経て奨学生を決定する。

2 学生部長は、学業成績・人物ともに優秀な学生を、各学科毎に選考し、学生委員会の議を経た後、毎年6月末日までに学長に推薦する。

## (奨学金の給付)

**第4条** 奨学金の年額は、1名につき15万円とする。

2 給付期間は1年とする。

3 奨学金の支給方法は、別に定める。

## (奨学生の資格取消)

**第5条** 奨学生が、奨学金の給付期間中に女子大学学則により懲戒若しくは除籍の処分を受けた場合又は退学若しくは死亡した場合には、資格を取消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

## (他の奨学金との関係)

**第6条** この細則に基づく奨学生は、学内外の他の奨学生を兼ねることもできる。

## (担当部課)

**第7条** この細則による事務は、学生部が担当する。

## (規程の改正)

**第8条** この細則の改正は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

## 附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成11年4月1日施行の「学習院奨学基金による女子大学奨学金給付細則」は、この細則の施行日をもって廃止する。

## 附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

# 学習院女子大学学費支援給付奨学金細則

## (趣旨)

**第1条** この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学費支弁が困難な女子大学学部学生につ